

国自貨第 2 5 3 号の 2
令和 7 年 8 月 1 日

公益社団法人全日本トラック協会
会 長 寺 岡 洋 一 殿

国土交通省物流・自動車局貨物流通事業課長
三 輪 田 優 子
(公 印 省 略)

「新規許可申請者等に対する法令試験の実施について」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達したので、
この旨了知されるとともに、傘下会員に対し周知方願います。

別 添

国 自 貨 第 2 5 3 号
令 和 7 年 8 月 1 日

各 地 方 運 輸 局 長
沖 縄 総 合 事 務 局 長

） 殿

物 流 ・ 自 動 車 局 貨 物 流 通 事 業 課 長
(公 印 省 略)

「新規許可申請者等に対する法令試験の実施について」の一部改正について

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和6年法律第23号）の施行に伴い、「新規許可申請者等に対する法令試験の実施について」（平成25年3月4日付け国自貨第122号）の一部を別添新旧表のとおり改正し、令和7年8月1日から実施することとしたので、事務処理にあたり遺漏のないよう取り計らわれない。

○ 新規許可申請者等に対する法令試験 対照表

新	旧
国自貨第 1 2 2 号 平成 2 5 年 3 月 4 日 一部改正 国自貨第 3 0 号 令和 3 年 6 月 1 0 日 一部改正 国自貨第 2 5 3 号 令和 7 年 8 月 1 日 各地方運輸局自動車交通部長 沖縄総合事務局運輸部長 } 殿 <u>物流・自動車局貨物流通事業課長</u> (公印省略) 新規許可申請者等に対する法令試験の実施について 標記については、平成 2 0 年 4 月 1 1 日付け事務連絡により、通知したところであるが、「トラック産業の将来ビジョンに関する検討会」（平成 2 2 年 3 月 2 日設置）の下に設置された「最低車両台数・適正運賃収受ワーキング・グループ」（平成 2 2 年 1 0 月 1 3 日設置。）の中において、「事前チェックのあり方」についても検討が進められ、平成 2 4 年 1 0 月 1 5 日に報告書がとりまとめられ、その中で「法令試験において、新たに独占禁止法及び下請代金支払遅延等防止法を科目に追加し、これらに係る知識を確認することとする。さらに試験の頻度等実施方法についても見直しを検討する。」とされたところである。 今般、上記報告書を踏まえ、法令試験の適切な運用を図るため実施方法等の見直しを行うこととし、その取扱いについて一部改正する。 各地方運輸局（内閣府沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）においては、下記の事項に留意しながら、新規許可申請者等に対する法令試験を適切に実施されたい。 なお、本取扱いは、平成 2 5 年 5 月 1 日より実施することとし、これに伴い「新規許可申請者等に対する法令試験の実施について」（平成 2 0 年 4 月 1 1 日付事務連絡）は平成 2 5 年 4 月 3 0 日限りで廃止する。	国自貨第 1 2 2 号 平成 2 5 年 3 月 4 日 一部改正 国自貨第 3 0 号 令和 3 年 6 月 1 0 日 各地方運輸局自動車交通部長 沖縄総合事務局運輸部長 } 殿 <u>自動車局貨物課長</u> (公印省略) 新規許可申請者等に対する法令試験の実施について 標記については、平成 2 0 年 4 月 1 1 日付け事務連絡により、通知したところであるが、「トラック産業の将来ビジョンに関する検討会」（平成 2 2 年 3 月 2 日設置）の下に設置された「最低車両台数・適正運賃収受ワーキング・グループ」（平成 2 2 年 1 0 月 1 3 日設置。）の中において、「事前チェックのあり方」についても検討が進められ、平成 2 4 年 1 0 月 1 5 日に報告書がとりまとめられ、その中で「法令試験において、新たに独占禁止法及び下請代金支払遅延等防止法を科目に追加し、これらに係る知識を確認することとする。さらに試験の頻度等実施方法についても見直しを検討する。」とされたところである。 今般、上記報告書を踏まえ、法令試験の適切な運用を図るため実施方法等の見直しを行うこととし、その取扱いについて一部改正する。 各地方運輸局（内閣府沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）においては、下記の事項に留意しながら、新規許可申請者等に対する法令試験を適切に実施されたい。 なお、本取扱いは、平成 2 5 年 5 月 1 日より実施することとし、これに伴い「新規許可申請者等に対する法令試験の実施について」（平成 2 0 年 4 月 1 1 日付事務連絡）は平成 2 5 年 4 月 3 0 日限りで廃止する。

記

1. 試験を実施する申請事案

以下の申請について、試験を実施すること。

- ① 一般貨物自動車運送事業（特別積合せ貨物運送をする場合を含む。）の経営許可申請（ただし、特定貨物自動車運送事業者が当該事業許可の廃止と同時に、新たに一般貨物自動車運送事業の許可を取得する場合については除く。）
- ② 一般貨物自動車運送事業（特別積合せ貨物運送をする場合を含む。）の事業の譲渡・譲受、合併及び分割（一般貨物自動車運送事業の許可を取得している既存事業者が存続する場合は除く。）、相続認可申請
- ③ 特定貨物自動車運送事業の経営許可申請
- ④ 特定貨物自動車運送事業の事業の譲渡・譲受、合併及び分割（特定貨物自動車運送事業の許可を取得している既存事業者が存続する場合は除く。）、相続の認可申請

2. 受験者

受験者は、1申請に当たり1名のみとし、申請者が自然人である場合は申請者本人、申請者が法人である場合は、許可又は認可後、申請する事業に専従する常勤役員とする。

3. 法令試験の実施方法等

- ① 試験については、隔月で実施することとし、同一の申請者が受験できる回数は隔月1回までとすること。
- ② 試験の実施日時については運輸局等毎に試験会場や人員の都合を勘案して決定すること。この場合、できる限り運輸局等毎に月1回程度に集約して実施すること。
- ③ 合格点に達しない場合は、次回の試験月（試験月の翌々月）1回に限り再度試験を受験できることとする。
- ④ 上記③の再試験において合格点に達しない場合は、却下処分とする。ただし、当該申請についての取下の願い出があった場合は、この限りではない。

4. 受験者の確認等

当該申請に係る受験者は、試験当日の開始前に申請人本人（申請者が法人である場合は、許可又は認可後申請する事業に専従する常勤役員）であることが確認できる運転免許証、個人番号カード、パスポート等を提示すること。

記

1. 試験を実施する申請事案

以下の申請について、試験を実施すること。

- ① 一般貨物自動車運送事業（特別積合せ貨物運送をする場合を含む。）の経営許可申請（ただし、特定貨物自動車運送事業者が当該事業許可の廃止と同時に、新たに一般貨物自動車運送事業の許可を取得する場合については除く。）
- ② 一般貨物自動車運送事業（特別積合せ貨物運送をする場合を含む。）の事業の譲渡・譲受、合併及び分割（一般貨物自動車運送事業の許可を取得している既存事業者が存続する場合は除く。）、相続認可申請
- ③ 特定貨物自動車運送事業の経営許可申請
（新設）

2. 受験者

受験者は、1申請に当たり1名のみとし、申請者が自然人である場合は申請者本人、申請者が法人である場合は、許可又は認可後、申請する事業に専従する役員とする。

3. 法令試験の実施方法等

- ① 試験については、隔月で実施することとし、同一の申請者が受験できる回数は隔月1回までとすること。
- ② 試験の実施日時については運輸局等毎に試験会場や人員の都合を勘案して決定すること。この場合、できる限り運輸局等毎に月1回程度に集約して実施すること。
- ③ 合格点に達しない場合は、次回の試験月（試験月の翌々月）1回に限り再度試験を受験できることとする。
- ④ 上記③の再試験において合格点に達しない場合は、却下処分とする。ただし、当該申請についての取下の願い出があった場合は、この限りではない。

4. 受験者の確認等

当該申請に係る受験者は、試験当日の開始前に申請人本人（申請者が法人である場合は、許可又は認可後申請する事業に専従する業務を執行する常勤役員）であることが確認できる運転免許証、個人番号カード、パスポート等を提示すること。

5. 出題範囲及び設問形式等

(1) 出題の範囲（以下の法令等については、法令試験の実施日において施行されている内容から出題する。）

- ①貨物自動車運送事業法
- ②貨物自動車運送事業法施行規則
- ③貨物自動車運送事業輸送安全規則
- ④貨物自動車運送事業報告規則
- ⑤自動車事故報告規則
- ⑥道路運送法
- ⑦道路運送車両法
- ⑧道路交通法
- ⑨労働基準法
- ⑩自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年２月９日 労働省告示第７号）
- ⑪労働安全衛生法
- ⑫私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律
- ⑬下請代金支払遅延等防止法

(2) 設問方式

○×方式及び語群選択方式とする。

(3) 出題数

３０問

(4) 合格基準

出題数の８割以上とする。

(5) 試験時間

５０分とする。

6. 試験問題の作成

- ① 試験問題は、本省又は各地方運輸局において作成したものを本省が取りまとめて配布するものから３０問選択して出題すること。
- ② 試験問題の刷新については、各地方運輸局等において随時試験問題案を作成し本省と協議する。

7. 運輸支局等との連携

試験の実施主体は、許認可等権限を有する地方運輸局であるが、受験者の利便を勘案して、運輸支局等と連携して法令試験を運用されたい。

8. その他

5. 出題範囲及び設問形式等

(1) 出題の範囲（以下の法令等については、法令試験の実施日において施行されている内容から出題する。）

- ①貨物自動車運送事業法
- ②貨物自動車運送事業法施行規則
- ③貨物自動車運送事業輸送安全規則
- ④貨物自動車運送事業報告規則
- ⑤自動車事故報告規則
- ⑥道路運送法
- ⑦道路運送車両法
- ⑧道路交通法
- ⑨労働基準法
- ⑩自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年２月９日 労働省告示第７号）
- ⑪安全衛生法
- ⑫私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律
- ⑬下請代金支払遅延等防止法

(2) 設問方式

○×方式及び語群選択方式とする。

(3) 出題数

３０問

(4) 合格基準

出題数の８割以上とする。

(5) 試験時間

５０分とする。

6. 試験問題の作成

- ① 試験問題は、本省又は各地方運輸局において作成したものを本省が取りまとめて配布するものから３０問選択して出題すること。
- ② 試験問題の刷新については、各地方運輸局等において随時試験問題案を作成し本省と協議する。

7. 運輸支局等との連携

試験の実施主体は、許認可等権限を有する地方運輸局であるが、受験者の利便を勘案して、運輸支局等と連携して法令試験を運用されたい。

8. その他

参考資料等の持ち込みは不可とし、「関係法令等の条文集」を受験者1名に1部配付する。

なお、当該条文集は試験終了後に回収するものとする。

9. 公示等

法令試験の実施については、申請者等の関係者に周知を図るべく、別添「一般貨物自動車運送事業の許可等の申請に係る法令試験の実施について」の公示例を基に各運輸局等において実施日前早期に公示されたい。

参考資料等の持ち込みは不可とし、「関係法令等の条文集」を受験者1名に1部配付する。

なお、当該条文集は試験終了後に回収するものとする。

9. 公示等

法令試験の実施については、申請者等の関係者に周知を図るべく、別添「一般貨物自動車運送事業の許可等の申請に係る法令試験の実施について」の公示例を基に各運輸局等において実施日前早期に公示されたい。

(別 添)

一般貨物自動車運送事業の許可等の申請に係る法令試験の実施について

「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業に係る許可及び事業計画変更認可等に関する処理方針」（平成20年〇月〇日公示）における法令遵守事項の規定により、法令試験を実施しているところであるが、今般、法令試験の適切な運用を図るため実施方法等の見直しを行い、下記のとおり定めたので公示する。

平成 年 月 日
令和 年 月 日一部改正

地 方 運 輸 局 長

記

1. 試験を実施する許可等申請事案

(1) 一般貨物自動車運送事業（特別積合せ貨物運送をする場合を含む。）の経営許可申請（ただし、特定貨物自動車運送事業者が当該事業許可の廃止と同時に、新たに一般貨物自動車運送事業の許可を取得する場合については除く。）

(2) 一般貨物自動車運送事業（特別積合せ貨物運送をする場合を含む。）の事業の譲渡・譲受、合併及び分割（一般貨物自動車運送事業の許可を取得している既存事業者が存続する場合は除く。）、相続認可申請

(3) 特定貨物自動車運送事業の経営許可申請

(4) 特定貨物自動車運送事業の事業の譲渡・譲受、合併及び分割（特定貨物自動車運送事業の許可を取得している既存事業者が存続する場合は除く。）、相続の認可申請

2. 受験者

受験者は、1申請に当たり1名のみとし、申請者が自然人である場合は申請者本人、申請者が法人である場合は、許可又は認可後、申請する事業に専従する常勤役員とする。

(別 添)

一般貨物自動車運送事業の許可等の申請に係る法令試験の実施について

「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業に係る許可及び事業計画変更認可等に関する処理方針」（平成20年〇月〇日公示）における法令遵守事項の規定により、法令試験を実施しているところであるが、今般、法令試験の適切な運用を図るため実施方法等の見直しを行い、下記のとおり定めたので公示する。

平成 年 月 日
令和 年 月 日一部改正

地 方 運 輸 局 長

記

1. 試験を実施する許可等申請事案

(1) 一般貨物自動車運送事業（特別積合せ貨物運送をする場合を含む。）の経営許可申請（ただし、特定貨物自動車運送事業者が当該事業許可の廃止と同時に、新たに一般貨物自動車運送事業の許可を取得する場合については除く。）

(2) 一般貨物自動車運送事業（特別積合せ貨物運送をする場合を含む。）の事業の譲渡・譲受、合併及び分割（一般貨物自動車運送事業の許可を取得している既存事業者が存続する場合は除く。）、相続認可申請

(3) 特定貨物自動車運送事業の経営許可申請

(新設)

2. 受験者

受験者は、1申請に当たり1名のみとし、申請者が自然人である場合は申請者本人、申請者が法人である場合は、許可又は認可後、申請する事業に専従する役員とする。

3. 法令試験の実施方法

- (1) 法令試験は、隔月で実施する。
- (2) 初回の法令試験は、原則として許可申請書等を受理した月の翌月以降に実施することとし、法令試験の実施予定日の前までに、別紙により申請者あて通知する。
- (3) 法令試験を実施した結果、合格基準に達しない場合は、翌々月に1回に限り再度の法令試験を受験できることとし、(2)に準じて再度通知する。
- (4) 再試験において合格点に達しない場合は、却下処分とする。ただし、当該申請についての取下の願い出があった場合は、この限りではない。

4. 受験者の確認等

当該申請に係る受験者は、試験当日の開始前に申請人本人（申請者が法人である場合は、許可又は認可後申請する事業に専従する常勤役員）であることが確認できる運転免許証、個人番号カード、パスポート等を提示すること。

5. 出題範囲及び設問形式等

- (1) 出題の範囲（以下の法令等については、法令試験の実施日において施行されている内容から出題する。）
 - ①貨物自動車運送事業法
 - ②貨物自動車運送事業法施行規則
 - ③貨物自動車運送事業輸送安全規則
 - ④貨物自動車運送事業報告規則
 - ⑤自動車事故報告規則
 - ⑥道路運送法
 - ⑦道路運送車両法
 - ⑧道路交通法
 - ⑨労働基準法
 - ⑩自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年2月9日 労働省告示第7号）
 - ⑪労働安全衛生法
 - ⑫私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律
 - ⑬下請代金支払遅延等防止法
- (2) 設問方式
 - ×方式及び語群選択方式とする。
- (3) 出題数

3. 法令試験の実施方法

- (1) 法令試験は、隔月で実施する。
- (2) 初回の法令試験は、原則として許可申請書等を受理した月の翌月以降に実施することとし、法令試験の実施予定日の前までに、別紙により申請者あて通知する。
- (3) 法令試験を実施した結果、合格基準に達しない場合は、翌々月に1回に限り再度の法令試験を受験できることとし、(2)に準じて再度通知する。
- (4) 再試験において合格点に達しない場合は、却下処分とする。ただし、当該申請についての取下の願い出があった場合は、この限りではない。

4. 受験者の確認等

当該申請に係る受験者は、試験当日の開始前に申請人本人（申請者が法人である場合は、許可又は認可後申請する事業に専従する業務を執行する常勤役員）であることが確認できる運転免許証、個人番号カード、パスポート等を提示すること。

5. 出題範囲及び設問形式等

- (1) 出題の範囲（以下の法令等については、法令試験の実施日において施行されている内容から出題する。）
 - ①貨物自動車運送事業法
 - ②貨物自動車運送事業法施行規則
 - ③貨物自動車運送事業輸送安全規則
 - ④貨物自動車運送事業報告規則
 - ⑤自動車事故報告規則
 - ⑥道路運送法
 - ⑦道路運送車両法
 - ⑧道路交通法
 - ⑨労働基準法
 - ⑩自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年2月9日 労働省告示第7号）
 - ⑪安全衛生法
 - ⑫私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律
 - ⑬下請代金支払遅延等防止法
- (2) 設問方式
 - ×方式及び語群選択方式とする。
- (3) 出題数

30問 (4) 合格基準 出題数の8割以上とする。 (5) 試験時間 50分とする。 6. その他 (1) 参考資料等の持ち込みは不可とする。ただし、関係法令等の条文が記載された条文集を配付する。(当該資料は書き込み不可。試験終了後に回収。) (2) 試験当日、受験者は筆記用具を持参すること。 附則 本取扱いは、平成25年5月1日から実施する。 附則 本取扱いは、令和3年7月1日から実施する。 <u>附則</u> <u>本取扱いは、令和7年8月1日から実施する。</u>	30問 (4) 合格基準 出題数の8割以上とする。 (5) 試験時間 50分とする。 6. その他 (1) 参考資料等の持ち込みは不可とする。ただし、関係法令等の条文が記載された条文集を配付する。(当該資料は書き込み不可。試験終了後に回収。) (2) 試験当日、受験者は筆記用具を持参すること。 附則 本取扱いは、平成25年5月1日から実施する。 附則 本取扱いは、令和3年7月1日から実施する。 (新設)
--	--

(別 紙) 受験番号: 法令試験実施通知書 令和 年 月 日 殿 〇 〇 運 輸 局 長 貨物自動車運送事業法第6条第3号の基準に定める審査に関して、「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業に係る許可及び事業計画変更認可等に関する処理方針」(平成 年 月 日 第 号)の規定により法令試験を下記のとおり実施しますので通知します。 記 - 日 時 令和 年 月 日 (曜日) 受付時間: 13時20分～13時40分 試験時間: 14時00分～14時50分 - 場 所 住 所 会議室 - 当日持参するもの ① 受験者本人であることを確認ができる書面(運転免許証、個人番号カード、パスポート等) ② 筆記用具 ③ 本通知書 - 注意事項 ① この法令試験は、貨物自動車運送事業法第6条第3項に規定する許可の基準に適合するかどうかを審査するために行われるものです。 ② 受験者は、申請者又は申請者が法人である場合にあっては、許可又は認可後、申請する事業に専従する常勤役員のうち1名です。 ③ 受験者本人の確認ができない場合及び試験開始後30分以上遅れて来場した場合には、受験できないことがあります。 ④ 当日、都合により受験できない場合には、事前に連絡してください。 なお、自己都合の場合は不合格となります。 ⑤ 参考資料等の持ち込みはできません。なお、当日、出題範囲に係る関係法令の条文集を配付します。(当該資料は書き込み不可。試験終了後に回収。)	(別 紙) 受験番号: 法令試験実施通知書 令和 年 月 日 殿 〇 〇 運 輸 局 長 貨物自動車運送事業法第6条第3号の基準に定める審査に関して、「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業に係る許可及び事業計画変更認可等に関する処理方針」(平成 年 月 日 第 号)の規定により法令試験を下記のとおり実施しますので通知します。 記 - 日 時 令和 年 月 日 (曜日) 受付時間: 13時20分～13時40分 試験時間: 14時00分～14時50分 - 場 所 住 所 会議室 - 当日持参するもの ① 受験者本人であることを確認ができる書面(運転免許証、個人番号カード、パスポート等) ② 筆記用具 ③ 本通知書 - 注意事項 ① この法令試験は、貨物自動車運送事業法第6条第3項に規定する許可の基準に適合するかどうかを審査するために行われるものです。 ② 受験者は、申請者又は申請者が法人である場合にあっては、許可又は認可後、申請する事業に専従する役員のうち1名です。 ③ 受験者本人の確認ができない場合及び試験開始後30分以上遅れて来場した場合には、受験できないことがあります。 ④ 当日、都合により受験できない場合には、事前に連絡してください。 なお、自己都合の場合は不合格となります。 ⑤ 参考資料等の持ち込みはできません。なお、当日、出題範囲に係る関係法令の条文集を配付します。(当該資料は書き込み不可。試験終了後に回収。)
--	--

5. 問い合わせ先

〇〇運輸局自動車交通部貨物課

TEL : 1 2 3 4 - 5 6 7 8

5. 問い合わせ先

〇〇運輸局自動車交通部貨物課

TEL : 1 2 3 4 - 5 6 7 8